

## 契 約 書 (案)

1. 件 名	港湾空港技術研究所で使用する電気の供給
2. 契 約 単 価	別紙のとおり
3. 契 約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
4. 納 入 場 所	当所係員の指示した場所
5. 納 入 期 限	当所係員の指示した日
6. 契 約 保 証 金	免除
7. 仕 様	仕様書のとおり

本契約を締結するにつき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 契約担当役 港湾空港技術研究所長 河合 弘泰 を発注者とし、○○株式会社 代表取締役 ▲▲ ▲▲ を受注者として、下記条項のとおり特約する。

第1条 受注者は、書面による承諾をえないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。  
ただし、あらかじめ受注書の承諾を得た場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

第2条 契約物品等の数量及び期間は、発注者の都合により変更することができる。  
ただし、契約電力が500キロワット以上の施設において、契約電力を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者との協議により変更するものとする。  
2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払について発注者及び受注者は協議し、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うこととする。

第3条 本契約締結後、予期することのできない事由の発生により、契約単価が著しく不適当となつたときは、発注者と受注者とが協議の上、契約単価を変更することができる。

第4条 天災地変その他、受注者の責めに帰さない事由により、所定の期限内に契約を履行することができないときは、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出して、延納を求めることができる。  
2 発注者は前項の場合、その期限の延長を承認することができる。

第5条 受注者の責めに帰する事由により所定の期限内に物品等を納入しないときは、発注者は期限の翌日から起算して納入当日までの遅延物品等に相当する金額に対し、年3%の割合をもって延滞料を徴収する。

第6条 納入に要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。

第7条 使用電力量等の検針結果について、受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により発注者へ通知し、発注者は通知を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。  
なお、計量日時は、毎月1日の午前0時とする。  
2 発注者の責めに帰する事由により前項の期間内に検査を行わないときは、その経過日数を第9条の支払期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとし、又検査の遅延期間が約

定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとし、発注者は受注者に対し、その超える日数に応じ、納入検査遅延物品等に相当する金額に対し、年2.5%の割合をもって遅延利息を支払わなければならない。

第8条 受注者は、物品等引渡後1ヶ月分を取りまとめ翌月の20日までに代金の請求をするものとする。

なお、請求金額は消費税及び地方消費税相当額10%（但し、円未満切り捨て）を含む。

第9条 発注者は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 前項において、発注者の責めに帰する事由により支払が遅延したときは第7条の規定を準用する。

第10条 発注者又は受注者は15日前に予告して本契約を解除することができる。

但し、本契約解除によって損害を生じたときは確証のあるものに限り実費を標準として、その損害を補償するものとし、その金額については、発注者と受注者とが協議の上これを決定するものとする。

第11条 発注者は次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 所定の期限内に納入する見込がないことが明らかになったとき
- (2) この契約の履行に関して、受注者又はその代理人（下請人は代理人とみなす）若しくは、使用人等に不正の行為があったとき
- (3) 第1条の規定に違反したとき
- (4) 受注者が破産の宣告を受け又は無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき
- (5) 前各号の外、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条第1号から第3号及び第5号の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定総額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の予定総額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り

消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人にに対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第13条 発注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に別添に定める電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金を加算した額から消費税等相当額を差し引いた額の10分の1に相当する金額を違約金として受注者の指定する期間内に受注者に支払わなければならない。

第14条 この契約により発注者において徴収すべき金額があるときは、発注者は、受注者に支払う代金と相殺し、又は別にこれを徴収する。

第 15 条 本契約に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項について  
は、受注者が定める電力需給約款によるほか、発注者と受注者とが協議の上決定する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年4月1日

発注者 住所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1  
氏名 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所  
契約担当役  
港湾空港技術研究所長 河合 弘泰 印

受注者 住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■  
氏 名 ○○株式会社  
代表取締役 ▲▲ ▲▲ 印